

エンジョイ・パトロール活動マニュアル

1. エンジョイ・パトロールとは

子どもを狙った不審者による犯罪や、空き巣、忍び込みなどの身近な犯罪を抑止するため、市民が日ごろ、趣味や健康のために行っている散歩やジョギングにあわせて、防犯パトロールを行うことにより、地域住民の防犯意識の高揚と犯罪の抑止を図ることを目的とした、自分の生活スタイルにあわせたボランティア活動です。

2. どんない活動をするのか

- (1) 市からの貸与品を身につけ、お住まいの地域で散歩やジョギングをしてください。貸与品を身につけて散歩などを行うことで、防犯の啓発活動になります。
- (2) 犯罪や非行などの危険な行為を目撃した場合には、警察へ通報してください。安全のため、犯罪行為等を見かけたときに直接注意などは行わないでください。
- (3) 防犯上、改善が必要と思われる場所を発見したら、市に報告してください。
- (4) ボランティア活動ですので、上記を超える活動（例えば、不審者に声をかけたり、尾行したりするなど）は控えてください。

3. パトロールの心得

- (1) 貸与された物品を身につけ、自己責任でパトロールを行ってください。なお、貸与された物品を他人に貸さないでください。
- (2) 犯罪等に遭遇した場合は、身の安全を確保し、警察（110番）に通報してください。
- (3) 負傷者がいる場合には、消防（119番）に通報するなど、救助を行ってください。
- (4) 地域住民とあいさつを交わすことを心がけてください。
- (5) 自己の健康に十分留意し、無理をしないようにしてください。
- (6) 危険な行為はしないでください。
- (7) 飲酒してのパトロールなど、パトロールとして不適切な行動はしないでください。
- (8) 他人のプライバシーや財産を侵害する行為はしないでください。
- (9) 危険だと思える場所や事案など、防犯のために留意すべき事項を発見した場合は、市へ情報提供してください。

4. その他

- (1) 帽子、腕章、蛍光ベストその他の物品を貸与します。
- (2) 物品を貸与された日から活動開始となります。なお、活動中止後は速やかに貸与品を返却してください。
- (3) ボランティア保険が適用になります。
- (4) 長期の使用により貸与物品の色褪せなどが著しい場合は、市へ御相談ください。
- (5) 希望者には、不審者の発生状況などの防犯情報を電子メールで配信します。

5. 関係連絡先

◎ いわき中央警察署	内郷御厩町 4-148	☎26-2121
◎ いわき東警察署	小名浜岡小名字御代坂 19	☎54-1111
◎ いわき南警察署	植田町南町 1-6-6	☎63-2141
◎ いわき市市民生活課	平字梅本 21	☎22-1152

6. エンジョイ・パトロール活動の流れ

